

埼玉県総務部統計課 統計調査員募集要項 (家計調査事務)

次のとおり統計調査員(家計調査事務)を募集します。

1 職務内容

統計調査員(家計調査)の事務

- (1)調査地区の訪問・世帯名簿作成
- (2)調査世帯への調査依頼
- (3)調査世帯から調査票の受け取り及び審査
- (4)県への調査票の提出(調査票受領会に持参)

※事務の詳細は別紙に記載しておりますので、お読みください。

2 応募資格

- (1)原則として満 20 歳以上の人であること。
- (2)性別、学歴、統計調査員としての経験の有無は問いません。
- (3)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
- (4)国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)第 2 条第 11 号に規定する徴収職員又は地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 1 条第 1 項第 3 号に規定する徴税吏員でない人であること
- (5)警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 34 条第 1 項に規定する警察官又は同法第 55 条第 1 項に規定する警察官でない人であること
- (6)調査活動が選挙運動と誤解されるおそれのある選挙運動等に直接関わる人(被選挙者や選挙事務所の職員など)でないこと

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)調査対象世帯や職員との応対を適切に行えるなど、コミュニケーション能力や協調性を有すること
- (2)徒歩、交通機関、自家用自転車等で調査地区を訪問することが可能であること
- (3)Word、Excel 等で簡単な資料作成やデータ入力が可能であること

- (4)統計に関し理解と熱意を有し、責任を持って調査事務を遂行できること
- (5)調査により知り得た秘密を守ることができること

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

- (1)任用期間

令和8年2月2日から令和8年3月31日まで(令和8年度以降も更新予定あり)

- (2)勤務日数・勤務時間・休日

勤務日数・勤務時間・休日の定めなし。決められた期限内に調査地区内の世帯名簿作成や調査依頼、調査票受け取り等の調査員事務を行います。

- (3)条件付採用期間

定めなし

- (4)報酬・交通費・通信費(月額)

ア 令和8年2月及び3月

調査区分	報酬	交通費	通信費
世帯調査分	24,122円	1,505円	78円

イ 令和8年4月以降

調査区分	報酬	交通費	通信費
二人以上世帯調査分	48,245円	3,010円	157円
単身世帯調査分	19,710円	1,510円	115円

※令和8年4月以降分の報酬・交通費・通信費(月額)は、改定される可能性があります。

※単身世帯調査分は調査実施月のみ支給します。

- (5)社会保険

適用なし

- (6)勤務地

狭山市内の調査地区

※調査地区は1年ごとに更新。今回は西武鉄道入曽駅周辺(令和8年2月から8か月間)。

以後、調査地区は変更になります。

6 応募について

- (1)応募書類

- ① 履歴書（写真貼付）
- ② 職務経歴書（様式自由）
- ③（ハローワーク経由の応募のみ）ハローワーク紹介状

※ 応募書類の返却はいたしません。

(2)申込方法

「9 問合せ先」に事前に電話連絡の上、(1)の応募書類を、埼玉県総務部統計課商工・消費統計担当まで、簡易書留で郵送してください。提出先は次のとおりです。

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県総務部統計課 商工・消費統計担当 小暮宛

※ 封筒の表面には「統計調査員応募（家計調査事務）」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

※ 普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

(3)申込締切

令和8年1月13日（火）【必着】

※応募者多数の場合は、受付期間中であっても募集を締め切る場合があります。

必要書類提出前に電話で募集が継続しているか予め御確認ください。

7 事務説明会の開催について

家計調査の調査員事務について、以下の日程で説明会を開催します。

参加は必須ではありませんが、事務を理解した上でお申し込みいただきたいため、できる範囲で以下のどちらかの回に御参加ください。御参加いただける場合は、「9 問合せ先」まで事前にお電話で御予約をお願いします。

【開催日】

（第1回）令和8年1月7日（水）午前10時から

（第2回）令和8年1月8日（木）午後 2時から

【実施場所】

狭山市役所（所在地：〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1-23-5）

※ どちらの回も説明内容は同じです。御都合のよい回に御参加ください。説明は1時間程度を予定しております。

8 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。結果は、応募者全員に電話連絡します。

(2)第二次審査

第二次審査（面接）は、埼玉県庁統計課内で令和8年1月16日（金）に実施することを予定しております。日時及び場所については、令和8年1月15日（木）までに連絡します。

(3)最終合格

令和8年1月下旬頃に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

9 問合せ先

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎2階)

担当:総務部 統計課 商工・消費統計担当 小暮

電話:048-830-2317

(電話対応時間:平日の8時30分から17時15分まで (12時から13時を除く。))

※12月27日～1月4日までは閉庁日です。

家計調査について

1 調査の目的

家計調査は、家計の収支を家計簿に記入してもらうことによって、国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにすることを目的とする経常調査です。

収入と支出の水準と構造を、世帯全体として、また、世帯主の年齢職業などの世帯属性別に解明することにより、経済政策や社会政策を立てるために利用されています。

このほか、国民所得の大半を占める個人消費の動向の計測や個別商品の需要分析に欠くことのできない資料を提供しています。

2 調査の対象

各調査単位区の全ての世帯を記載した名簿（単位区世帯名簿）を作成し、名簿の中から乱数表を使って無作為に世帯を選びます。

選ばれた世帯に対して、調査への協力を依頼します。

3 調査の主な流れ

ひとつの調査単位区で1年間調査を行います。前半（6か月）と後半（6か月）で調査世帯を交代します。調査単位区は1年ごとに変わります。

No.	事務	内容
調査前半 (6か月)	① 調査単位区内でパンフレットの配布	<p>調査単位区内の全ての世帯に全世帯に広報用パンフレット『家計調査員がお伺いします』を配布します。</p> <p>※ 1調査単位区内の世帯数は、およそ50戸から100戸くらい。</p>
	② 調査単位区の訪問・単位区世帯名簿作成(前半調査開始前)	<p>調査区内の全世帯を訪問して聞き取りにより世帯名簿を作成します。</p> <p>【世帯名簿記載事項】 世帯主氏名、住所、世帯員数、世帯主職業等</p>
	③ 調査世帯への調査依頼	<p>②の世帯名簿から家計簿記入世帯を抽出し、調査への協力を依頼します。</p> <p>【調査世帯数】 7世帯（二人以上世帯 6世帯、単身世帯 1世帯）</p> <p>【調査対象期間】 二人以上世帯は6か月間、単身世帯は3か月間家計簿等の調査票を記入していただきます。</p> <p>※ 調査世帯は、乱数表を用いて世帯名簿から無作為抽出します。</p>

調査前半 (6か月)	④	調査票の配布・受け取り等	<p>調査世帯から聞き取って世帯票を作成するとともに、次の調査票を配布し、記入後の調査票を受け取ります。</p> <table border="1"> <tr><th>調査票</th><th>調査時期</th></tr> <tr><td>家計簿</td><td>毎月2回(前期・後期)</td></tr> <tr><td>年間収入調査票</td><td>記入開始後1か月目の後半</td></tr> <tr><td>貯蓄等調査票</td><td>定期交替後3か月目の前半</td></tr> </table> <p>※ 世帯票は家計簿記入開始前に作成</p>	調査票	調査時期	家計簿	毎月2回(前期・後期)	年間収入調査票	記入開始後1か月目の後半	貯蓄等調査票	定期交替後3か月目の前半
調査票	調査時期										
家計簿	毎月2回(前期・後期)										
年間収入調査票	記入開始後1か月目の後半										
貯蓄等調査票	定期交替後3か月目の前半										
⑤	調査票の内容確認・提出	<p>市役所において受領会を実施します。 (月2回。5日及び20日前後) 家計簿は内容を確認の上、受領会に持参し、指導員の審査を受けます。 ※ 感染症対策や業務の都合などにより、郵送提出となる場合があります。</p>									
調査後半 (6か月)	⑥	単位区世帯名簿の補正 (後半調査開始前)	<p>後半6か月の調査のため、前半と同じ調査単位区において、世帯の転入・転出等の変更がないか確認し、世帯名簿の補正を行います。 ※ 単位区の拡張がある場合にはその調査地区の単位区世帯名簿を作成します。</p>								
	⑦	調査世帯への調査依頼	③から⑤と同様								
	⑧	調査票の配布・受け取り等									
	⑨	調査票の内容確認・提出									

※ 世帯名簿の作成や調査票の受け取り等のため、世帯を複数回訪問していただくことがあります。

※ 調査世帯の要望に応じて土曜日・日曜日・祝日や、平日の夜間に訪問していただくことがあります。

※ 調査事項の連絡などのため、連絡用の電話をご用意いただきます。場合によっては土曜日・日曜日・祝日や、平日の夜間にご連絡させていただくこともあります。

【その他の主な活動】

- 調査票にご協力いただいた世帯にお礼として記念品をお渡ししています。
調査世帯に記念品を配布していただきます。
- 毎年1回、調査員全員が集まり調査に係る講習や意見交換を行う「調査員合同指導会」に出席していただきます。(会場:さいたま市内)

今回は調査後半からの事務となります。